

令 5 年 4 月 8 日

高等学校一年生保護者の皆様

三田学園高校事務室

「高等学校等就学支援金」の申請について

いよいよ新学期が始まり、保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素より本学園の教育振興にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

「高等学校等就学支援金」は、全ての高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図る目的で定められた返済不要の国の制度です。

この度は、「就学支援金」と「就学支援金の加算」についてご案内いたします。いずれの場合も、4～6月分は令和 4 年度の所得確認基準額（3 年度所得）で受給資格を判定しますが、下記の条件に当てはまる方は、必要書類をそろえていただき、手続きをすすめてください。

1. 対象者の条件

令和 4 年度の保護者全員の所得確認基準額の合計が 304,200 円未満の世帯である。(年収 9 1 0 万円程度)

2. 補助単価

	所得確認基準額	世帯年収目安	支給月額	支給額年額
就学支援金	304,200 円未満 ～ 154,500 円以上	910 万未満～ 590 万以上程度	9,900 円	118,800 円
就学支援金+加算	154,500 円未満	590 万未満程度	33,000 円	396,000 円

3. 支給時期及び支給方法

国の就学支援金と加算額は、申請後生徒本人（保護者）ではなく学校へ振り込まれます。本校から兵庫県に申請後、県からの決定がありましたら、学校より支給額決通知書を送付いたします。

就学支援金は、第 1 期分は 9～10 月頃、第 2・3・4 期分は来年 1 月頃に振込みにて還付いたしますが（前年度参考）、いずれも事前书面でお伝えいたします。

（就学支援金・加算の第 1 期：4～6 月、第 2 期：7～9 月、第 3 期：10～12 月、第 4 期：1～3 月）

4. 提出書類

- ① 受給資格認定申請書
- ② 個人番号カード（写し）等貼付台紙

ただし、申請書類を郵送・保護者の方が持参される場合は下記の書類も必要

③親権者の確認書類写し・・・郵送の場合は保護者全員分を同封

来校される場合は持参される方本人の確認書を窓口で提示

写真付き身分証明書（個人番号カードの表面、運転免許証、旅券等）1種類

又は、写真の無い身分証明書（健康保険証、年金手帳等）2種類

（生徒本人が事務室窓口で提出の場合は保護者の確認書類はいりません。）

※ 申請書を郵送の場合は簡易書留かレターパックプラス（520円赤の表紙）をお願いします。

所得確認基準額とは

【市民税・県民税特別徴収税決定通知書】や【納税通知書】（毎年6月頃に発行される）より、以下の計算式により計算します。

〔計算式〕 市町民税の課税標準額×6%－市町民税の調整控除の額※
↑
課税標準額の項目に記載されている金額の合計額

※政令都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

※マイナポータルHP マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178のあなたの情報から確認できます。（マイナンバーカード必要）

（調整控除額が分からなければ、課税標準額×6%までで判断してください）

5. 家計急変支援制度（予定）

上記に該当しない場合でも、負傷・疾病・新型コロナウイルス感染症（その後90日以上就労困難）や、自己の責めに帰することができない理由による離職や破産、あるいは妊娠や育児・介護など（その後30日以上）で事業の廃止を余儀なくされた場合に適用される制度が予定されております。

県より詳細が決まりましたら改めてご連絡いたしますので、もし証明書類などございましたらお手元に保管しておいてください。

主な要件 対象となる家計急変事由に該当 + 世帯年収が約590万円未満相当まで減少

6. 提出期限及び提出先 令和5年4月21日（金）迄 必着

生徒を通じ窓口に提出、又は郵送可

※必ず期限までに提出してください。手続きをされない場合は支給を受けられません。

7. 問い合わせ先 高校事務室 受付時間 8:30～17:00（土曜日は15:30まで）

〒669-1535 三田市南が丘2-13-65 TEL 079-564-2291